

平成30年7月豪雨災害(西日本豪雨災害)の特例措置 雇用調整助成金の要件緩和

厚生労働省では、平成30年7月豪雨に伴う「経済上の理由」により事業活動の縮小を余儀なくされ、雇用調整を行わざるを得ない事業主に対して、生産指標の確認期間の短縮や、豪雨発生時に起業後1年未満の事業主についても助成の対象とするといった特例措置を7月17日から実

施しています。

また、この特例は、平成30年7月豪雨による災害に伴う休業等であれば被災地以外の事業所でも利用可能としています。特例措置の内容は下記の通りです。※「経済上の理由」例は、添付のパンフレット「その1」をご参照ください。

<特例の内容>

【遡及適用】平成30年7月5日以降に初回の休業等がある計画届から適用することとし、平成30年10月16日までに提出のあったものについては、休業等の前に届出られたものとする。

① 生産指標の確認期間を3か月から1か月へ短縮する

現行、生産指標、販売量、売上高などの事業活動を示す指標の最近3か月の月平均値が、前年同期に比べ10%以上減少している事業所であることを必要としているが、この指標の期間を最近1か月とする。

② 平成30年7月豪雨発生時に起業後1年未満の事業主についても助成対象とする

平成30年7月豪雨発生時において起業後1年未満の事業主については、昨年同期の生産指標と比較が困難であるため、災害発生時直前の指標と比較する。

③ 最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とする

現行、雇用保険被保険者および受け入れている派遣労働者の雇用量を示す雇用指標の最近3か月の月平均値が、前年同期と比べ5%を超えかつ6名以上(中小企業事業主の場合は10%を超えかつ4名以上)増加していないことを必要としているが、これを撤廃する。

さらなる要件緩和に向けて

厚生労働大臣宛てに要請書を提出しました

今回の豪雨で、JAMでも多くの事業所が被害に遭い、また被災された組合員の方もいます。これまでも災害時には、雇用調整助成金制度の要件緩和を行い、事業継続や雇用確保に雇調金制度が重要な役割を果たしてきたことはJAMとしても実感しています。今回の豪雨災害でも、

事業継続と雇用確保ができるよう、さらなる要件緩和に向けて厚生労働大臣に要請書を提出しました。要請書提出には、森本真治参議院議員(広島選挙区)に協力していただきました。

※JAMからの要請内容は次ページをご参照ください。

雇調金、追加特例実施へ

JAMの意見が反映されました

雇用調整助成金(雇調金)の追加特例が実施されます。前回の生産指標の確認期間の短縮等に加え、中小企業に対する助成率の引き上げや受給制限が廃止されています。今回の追加特例

には、JAMの要請した内容が反映されたものとなりました。

追加特例の内容については、添付のパンフレット「その2」をご参照ください。

2018年7月19日

参議院議員 森本 真治 様

ものづくり産業労働組合

J A M

会 長 安河内 賢 弘

平成30年7月豪雨（西日本豪雨）における 雇用調整助成金の要件緩和の要請

日頃より、厚生労働行政の指導や監督に衷心より御礼を申し上げます。

さて、6月28日から7月8日にかけて発生した集中豪雨により、多くの事業所等が被害にあっております。私どもJAMにおいても、広島14社、岡山2社、九州1社が休業せざるを得ませんでした。2社が現在でも再開の見通しが立っていません。支店・営業所については、現在も把握出来ないほどとなっています。

間接的な影響も懸念され、物流の停滞による納品の遅れや発送停止が相次いでいます。会社によっては、軽微な被災で操業を行っている場合でも、部品の納入遅れや在庫調整などで、操業を停止する可能性も出てきています。

これまで、雇用調整助成金制度は東日本大震災のような災害による操業停止などにより、雇用確保が困難な企業の従業員の生活困窮を防ぐために、段階的に支給要件を緩和されるとともに、助成率などの制度内容の拡充が行われてきました。雇用調整助成金制度は、JAM構成組織の労働者のみならず、多くの企業が雇用と技術と事業を守る生命線として、大変重要な役割を果たすものと考えております。

被災地域の復旧・復興の目途がつかない状況も鑑み、雇用調整助成金制度を被災された事業主の方々が容易に活用できるよう、当面の間、以下の内容について要件緩和、支給額引き上げを要請いたします。

記

1. 要件緩和については、対象となる事業主の以下の要件を被災に関連した事業所に対して適用しない
 - ① 売上高または生産量の最近1か月間の月平均値の前年比10%以上減少要件を適用しないこと。
 - ② 雇用保険被保険者及び派遣労働者数の最近3か月間の月平均値、中小企業の10%超かつ4人以下、中小企業以外の5%超かつ6人以上要件を適用しないこと。
 - ③ 過去に雇用調整助成金の支給を受けたことがある事業主が新たに対象期間を設定する場合、直前の対象期間の満了の日の翌日から起算して一年超については、適用しないこと。
 - ④ 休業については、労使間の協定により、所定労働日の全一日にわたって実施されるもの（全員について一斉に1時間以上実施されるものであっても可）を部分的な操業停止に対しても対象とすること。
2. 支給額については、当分の間、1人1日当たり10,000円に引き上げる（雇用保険賃金日額上限額（45歳～60歳）の約60%）

以上